

高年齢者の継続雇用に関する実態調査

平成 25 年 3 月

東京都産業労働局

まえがき

少子高齢化の進展による労働力人口の減少が見込まれる中、高年齢者の知識や経験を経済社会の中で有効に活用することが必要となっています。

高年齢者雇用安定法では、事業主が定年を定める場合、60歳を下回ることができないと規定されているとともに、事業主は65歳までの雇用を確保するために、継続雇用制度の導入等の措置を講じなくてはならないとされており、年金（厚生年金）の受給開始年齢が65歳に引上げられることを背景に、雇用と年金の確実な接続のための対応が急務となっています。

平成24年8月には、高年齢者雇用安定法の一部改正が成立し、継続雇用制度の対象となる高年齢者につき事業主が定める基準により限定できる仕組みの廃止等について、平成25年4月1日から施行されることとなりました。また、法改正に伴い示された指針において、継続雇用制度を導入する場合には、基本的に、希望者全員を対象とした制度とすることが明記されました。

一方、高年齢者の雇用については、継続雇用制度の運用に関する労使間のトラブルをはじめとして、多くの問題を抱えています。

東京都産業労働局では、一昨年度の派遣労働者、昨年度の契約社員に続いて、本年度は、高年齢者の継続雇用に関する実態調査を実施し、その働き方の実態と労使双方の意識を把握することとしました。

この調査結果を労使の皆さまをはじめ多くの方々にご利用いただき、雇用環境の整備、改善の一助となれば幸いです。

最後に、この調査の実施に当たりまして、ご協力をいただきました事業所並びに従業員の皆様、またご多忙の中、専門的見地からご助言いただきました専修大学法学部准教授の長谷川聰先生に厚く御礼を申し上げます。

平成25年3月

東京都産業労働局
労働相談情報センター

目 次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の趣旨	3
2. 調査の対象	3
3. 調査の方法	3
4. 調査の期間	3
5. 調査票の回収及び集計状況	4
6. 利用上の注意	4
7. 調査結果の概要	5
第2章 事業所調査の集計結果	15
1.回答事業所の概要	17
1.1 主要事業内容の構成	17
1.2 常用労働者数（事業所単位）	17
1.3 継続雇用者の割合	18
1.4 非正社員の割合	18
1.5 常用労働者数（企業単位）	18
1.6 労働組合の有無	19
2.事業所において実施している高年齢者雇用確保措置について	19
3.継続雇用の基準	20
3.1 継続雇用の基準の有無	20
3.2 継続雇用の基準内容	20
3.3 労使協定の締結の有無	21
4.継続雇用の契約期間等	21
4.1 継続雇用期間の定めの有無	21
4.2 継続雇用の更新条件の有無	21
4.3 更新条件の内容	22

4.4 更新上限年齢	22
4.5 更新上限年数	23
4.6 更新上限到達前に退職した理由.....	23
4.7 更新上限到達前に退職した労働者数の内訳.....	24
5.定年に到達した労働者の有無とその後の動向.....	24
5.1 定年到達者の有無	24
5.2 定年到達者のその後の動向.....	25
6.継続雇用の契約期間	26
7.継続雇用後の所属企業.....	26
8.継続雇用後の職種	26
9.継続雇用後の勤務時間等.....	27
9.1 継続雇用後の勤務日数と勤務時間の選択.....	27
9.2 継続雇用の週所定労働時間.....	28
10.年次有給休暇の繰り越し	28
11.継続雇用中に年次有給休暇を付与する際の勤続期間の取扱い	29
12.継続雇用者が取得できる休暇.....	29
13.継続雇用者の賃金水準	30
13.1 所定時間内賃金（対定年時）	30
13.2 夏季一時金の支給月数比較.....	30
14.継続雇用開始前の取組み	31
15.定年の引上げの時期及び引上げ前後の定年年齢	31
15.1 定年引上げの時期	31
15.2 引上げ前後の定年年齢	32
16.今後の定年引上げ予定	32
16.1 定年引上げ予定の有無	32
16.2 引上げ予定期	33
17.定年制廃止時期	33
18.定年制の廃止による影響.....	34

19 定年制廃止に伴う新ルールの作成.....	34
20.高年齢者雇用の利点	35
21.高年齢者雇用の課題	36
22.65 歳より先の雇用確保措置	37
22.1 65 歳より先の雇用確保措置の実施状況.....	37
22.2 65 歳より先の雇用確保措置の内容.....	37
23.高齢者継続雇用について（自由意見欄）	38
第3章 従業員調査の集計結果	47
1.回答者の概要	49
1.1 性別構成	49
1.2 年代別構成	49
1.3 調査上の分類	49
1.4 家計中心者	50
1.5 配偶者の有無	50
1.6 勤務先の主要事業内容	50
1.7 労働組合の有無	51
2.高年齢者の雇用継続について	51
2.1 高年齢者雇用確保措置に関する知識.....	51
2.2 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止	51
2.3 指針による継続雇用の義務付けの例外.....	52
3.高年齢雇用確保策の拡充と若年者雇用	53
4.いつまで働きたいか	54
5.働いていて感じていること	54
6.定年後の継続雇用者についてどう感じているか	57
7.定年後の継続雇用や高年齢従業員向けの取り組みについての要望	59
8.定年後に継続雇用で働くと思った理由	61
9.継続雇用制度による労働上限年齢、労働上限年数	62
9.1 労働上限年齢	62

9.2 労働上限年数.....	62
10.65 歳まで継続雇用される見込み	62
11.継続雇用後の職種について	63
12.継続雇用後に取得できる休暇.....	63
13.定年後の継続雇用での働き方への満足度.....	64
13.1 定年後の継続雇用での満足度（全般）	64
13.2 定年後の継続雇用での働き方への満足度（個別項目）	65
14.部下・同僚として働くこと	66
15.継続雇用後についての考え方	67
16.高年齢者の継続雇用について感じていること（自由意見欄）	68
第4章 集計表.....	107
1.クロス集計表（事業所調査）	109
2.クロス集計表（従業員調査）	151
第5章 資料.....	223
1. 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」の概要.....	225
2.高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針	228
参考 今回使用した調査票.....	231